

アマチュア野球規則委員会による公認審判員の資格制度実施要領
第7条（ライセンスの認定講習）に関わる細則

（趣旨）

第1条 この細則は、一般財団法人全日本野球協会アマチュア野球規則委員会による公認審判員の資格制度実施要領（以下「実施要領」という。）第7条（ライセンスの認定講習）に関する必要な事項を定める。

（認定講習）

第2条 国際審判員に関する認定講習については、別表第1のとおりとする。

2 1級審判員に関する認定講習については、別表第2のとおりとする。

3 2級審判員に関する認定講習については、別表第3のとおりとする。

4 3級審判員に関する認定講習については、別表第4のとおりとする。

（用語）

第3条 本細則における用語の表記は次のとおりとする。

別表の略語	名 称
各都道府県の審判員組織	各都道府県の審判員組織または審判員が所属する野球団体
アマ規則委員会	一般財団法人全日本野球協会アマチュア野球規則委員会
アマ4団体	次のアマチュア野球4団体 ・公益財団法人日本野球連盟 ・公益財団法人全日本大学野球連盟 ・公益財団法人日本高等学校野球連盟 ・公益財団法人全日本軟式野球連盟
BFJ	一般財団法人全日本野球協会
NPB	一般社団法人日本野球機構

附 則

この細則は、平成27年2月10日より施行する。

附 則

この細則は、平成28年12月16日より施行する。

附 則

この細則は、平成29年6月14日より施行する

附 則

この細則は、平成31年2月13日より施行する

附 則

この細則は、令和4年2月10日より施行する

■別表第1（国際審判員認定講習）	
項目	内容
主催者	・主催者はアマ規則委員会とする。
開催	・原則として1か年度に1回の開催とし、開催日時および会場等は主催者が定める。
受講資格者	・受講資格者は1級審判員とする。
受講申請	・申請の方法等（書式、申請期限、他）は主催者が定める。
合否判定	・英語試験、学科試験および実技試験により合否を判定する。 ・英語試験および学科試験を合格した者が、実技試験を受けることができる。 ・英語試験および学科試験の合格実績は、災害等により実技試験が開催できなかった場合、または実技試験に参加できなかった場合、次回の実技試験まで有効とする。ただし、その他特別な事情があると主催者が認めた場合は、この限りではない。
英語試験	・英語試験は、一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC® Listening & Reading Testとする。 ・英語試験の合格は、国際審判員認定講習が実施される年もしくはその前年の同協会が発行する合格基準点を満たした公式認定証の写しを期間内に提出することにより判定する。
学科試験	・学科試験は、アマ規則委員会が委託する試験システムを利用する。 ・学科試験の問題は、公認野球規則、アマチュア野球内規、野球審判員マニュアル（アマ規則委員会編）から、主催者が作成する。 ・学科試験が不合格であった場合は、期日内での追試験を認める（回数は問わない）。
実技試験	・実技試験の評価基準等は主催者が定める。 ・評価者は主催者が定める3人以上の者とする。 ・合否は評価者の平均点をもって決定する。
運営	・主催者が運営する。
費用負担	・英語試験および学科試験の受験にかかる費用は受講者が負担する。 ・実技試験にかかる費用は主催者が負担する。
受講料	・学科試験および実技試験の受験料は主催者が定める。
結果	・主催者が結果を受講者に通知する。 ・BFJは結果を原則として受講者が所属するアマ4団体に通知する。
公認審判員証	・BFJは国際審判員の公認審判員証を作成し、受講者に交付する。

■別表第2（1級審判員認定講習）	
項目	内容
主催者	・主催者はアマ規則委員会とする。
開催	・開催回数、日時および会場等は主催者が定める。
受講資格者	・受講資格者は、2級審判員のうち、2級審判員の認定を受けてから3か年度を経過した者とする。
受講回数	・受講回数は原則として1か年度に1回とするが、学科試験が不合格であった場合は期日内での追試験を認める（回数は問わない）。
受講申請	・申請の方法等（書式、申請期限、他）は主催者が定める。
可否判定	・学科試験と実技試験により可否を判定する。 ・学科試験を合格した者が、実技試験を受けることができる。 ・学科試験の合格実績は、災害等により実技試験が開催できなかった場合、または実技試験に参加できなかった場合、次年度の実技試験まで有効とする。ただし、その他特別な事情があると主催者が認めた場合は、この限りではない。
学科試験	・学科試験は、アマ規則委員会が委託する試験システムを利用する。 ・学科試験の問題は、公認野球規則、アマチュア野球内規、野球審判員マニュアル（アマ規則委員会編）から、主催者が作成する。
実技試験	・実技試験の評価基準等は主催者が定める。 ・評価者は主催者が定める3人以上の者とする。 ・可否は評価者の平均点をもって決定する。
運営	・主催者が運営する。
費用負担	・学科試験の受験にかかる費用は受講者が負担する。 ・実技試験にかかる費用は主催者が負担する。
受講料	・学科試験および実技試験の受験料は主催者が定める。
結果	・主催者が結果を受講者に通知する。 ・BFJは結果を原則として受講者が所属するアマ4団体に通知する。
公認審判員証	・BFJは1級審判員の公認審判員証を作成し、原則としてアマ4団体を通じて受講者に交付する。

■別表第3（2級審判員認定講習）	
項目	内容
主催者	・主催者は各都道府県の審判員組織とする。

開催	・開催回数、日時および会場等は主催者が定める。
受講資格者	・受講資格者は、3級審判員のうち、3級審判員の認定を受けてから3か年度を経過した者とする。
受講回数	・受講回数は原則として1か年度に1回とするが、学科試験が不合格であった場合は期日内での追試験を認める（回数は問わない）。
受講申請	・申請の方法等（書式、申請期限、他）は主催者が定める。
合否判定	・学科試験と実技試験により合否を判定する。 ・学科試験を合格した者が、実技試験を受けることができる。 ・学科試験の合格実績は、災害等により実技試験が開催できなかった場合、または実技試験に参加できなかった場合、次年度の実技試験まで有効とする。ただし、その他特別な事情があると主催者が認めた場合は、この限りではない。
学科試験	・学科試験は、アマ規則委員会が委託する試験システムを利用する。 ・学科試験の問題は、公認野球規則、アマチュア野球内規、野球審判員マニュアル（アマ規則委員会編）から、アマ規則委員会が作成する。
実技試験	・実技試験の評価基準等はアマ規則委員会が定める。 ・評価者は主催者が定める3人以上の者とする。 ・合否は評価者の平均点をもって決定する。
運営	・主催者が運営する。
費用負担	・学科試験のシステム委託にかかる費用はアマ規則委員会が負担する。 ・学科試験にかかる費用は受講者が負担する。 ・実技試験にかかる費用は主催者が負担する。
受講料	・学科試験の受験料はアマ規則委員会が定める。 ・実技試験の受講料は主催者が定める。
結果	・学科試験の結果はアマ規則委員会が受講者および原則として加盟するアマ4団体に通知する。 ・実技試験の結果は主催者が受講者に通知するとともに、開催年度の3月末日までに、原則として加盟するアマ4団体を通じてBFJに報告する。
公認審判員証	・BFJは2級の公認審判員証を作成し、原則としてアマ4団体を通じて受講者に交付する。

■別表第4（3級審判員認定講習）

項目	内容
主催者	・主催者は各都道府県の審判員組織とする。
開催	・受講希望者がいる年度に開催し、日時および会場等は主催者が定める。

受講者	・受講者は公認審判員（且つ3級審判員）を志望する者とする。
受講申請	・申請の方法等（書式、申請期限、他）は、主催者が定める。
認定方式	<p>・主催者が開催する審判講習会に参加し、都道府県審判指導員マニュアルに記載されている次のメニューを受講する。</p> <p>①Go : Stop : Call ②球審の構え方及びトラッキング ③ソフト・トスによる投球判定 ④1塁フォースプレイ判定のビュー・トレーニング ⑤投手の投球関連動作の確認</p> <p>・講習会の指導者は主催者が定める。 ・この審判講習会の受講により3級審判員と認定される。</p>
運営	・主催者が運営する。
費用負担	・講習にかかる費用は、主催者が負担する。
受講料	・受講料は主催者が定める。
結果	・主催者は、認定講習の結果を開催年度の3月末日までに、原則として加盟するアマ4団体を通じてBFJに報告する。
公認審判員証	・BFJは3級の公認審判員証を作成し、原則としてアマ4団体を通じて受講者に交付する。
その他	・NPBが主催するアンパイアスクールおよびNPBとBFJが共催するアンパイアスクールの受講者のうち、希望する者を3級審判員に認定する。この場合、公認審判員証はBFJが直接受講者に交付する。

以上